

## 安全サポート訪問活動等について

- ◆ 過去に複数回交通事故を起こした65歳以上の高齢者に対して、警察官が個別に面接を実施し、今後交通事故の当事者とならないように、交通事故の実態、安全な交通に必要な知識及び交通ルール等を教示し、交通安全指導等を行います。

### 1 安全サポート訪問活動開始日

平成28年7月1日（金）から

### 2 安全サポート対象者

交通事故を起こした65歳以上の高齢者のうち、過去5年の交通事故を確認し、合わせて3回以上交通事故を起こしていた方

### 3 安全サポート活動

- (1) 交通事故の事情聴取等の際に、交通安全指導等を行います。
- (2) 事情聴取等がない場合は、対象者宅を訪問し、交通安全指導等を行います。

### 4 高齢者自身の運転映像を元にした交通安全指導

対象者本人やご家族の希望により、ドライブレコーダーを一定期間貸出し、映像を元に交通安全指導を実施します。